

★ 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の

一部を改正する規則（規則第二十一号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部が改正され、児童養護施設に関する基準等が追加されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十二号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

介護保険法施行規則の一部が改正され介護員養成研修の課程が変更されたことなどに伴い、介護員養成研修事業者及び当該研修の指定に係る申請手続などについて、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第二十三号）（介護保険課）

一 制定の理由

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 指定居宅サービス事業者等が重要事項を利用者等に説明する際の文書の交付に代わる重要事項の提供方法について定めた。
- 2 指定居宅サービス計画に含まれる計画について定めた。
- 3 指定居宅サービス事業者等は、利用者の心身の状況等の把握に努めることとした。
- 4 指定居宅サービス事業者等は、利用者等に対し、要介護認定の申請の援助、居宅サービス計画等の変更の援助その他の必要な援助等を行うこととした。
- 5 指定居宅サービス事業者等は、市町村の事業に協力するとともに、地域及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ることとした。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、事業の運営に当たって、勤務体制の整備、衛生管理及び重要事項の掲示をすることとした。
- 7 指定居宅サービス事業者等は、事業所ごとに会計を区分し、サービス提供の記録等及び従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとした。
- 8 管理者の責務について定めた。
- 9 指定居宅サービス事業者等は、入所してサービスの提供を受ける利用者に対し、食事、健康管理等を行うこととした。
- 10 指定特定施設入居者生活介護事業者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所を含む。）が事業所ごとに置くべき看護職員及び介護職員の員数に係る基準のうち、規則で定めることとしたものについて定めた。
- 11 指定福祉用具貸与事業者等が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる方法について定めた。
- 12 その他必要な事項について定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（規則第二十四号）（介護保険課）

一 制定の要旨

介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 指定介護予防サービス事業者等が重要事項を利用者等に説明する際の文書の交付に代わる重要事項の提供方法について定めた。
- 2 指定介護予防サービス計画に含まれる計画について定めた。
- 3 指定介護予防サービス事業者等は、利用者の心身の状況等の把握に努めることとした。
- 4 指定介護予防サービス事業者等は、利用者等に対し、要支援認定の申請の援助、介護予防サービス計画等の変更の援助その他の必要な援助等を行うこととした。
- 5 指定介護予防サービス事業者等は、市町村の事業に協力するとともに、地域及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ることとした。
- 6 指定介護予防サービス事業者等は、事業の運営に当たって、勤務体制の整備、衛生管理及び重要事項の掲示をすることとした。
- 7 指定介護予防サービス事業者等は、事業所ごとに会計を区分し、サービス提供の記録等及び従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとした。
- 8 管理者の責務について定めた。
- 9 指定介護予防サービス事業者等は、入所してサービスの提供を受ける利用者に対し、食事、健康管理等を行うことその他の介護予防のための効果的な支援の方法について定めた。
- 10 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所を含む。）が事業所ごとに置くべき看護職員及び介護職員の員数に係る基準のうち、規則で定めることとしたものについて定めた。
- 11 指定介護予防福祉用具貸与事業者等が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる方法について定めた。
- 12 その他必要な事項について定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）（産業人材課）

一 改正の要旨

県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を一層図るため、貸付けを受けることができる者の要件を見直す等必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）（農業技術課）

一 改正の要旨

広島県立農業技術大学校の本科教育課程の教育内容の見直しに伴い、教育科目及びその時間数の見直しを行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日